

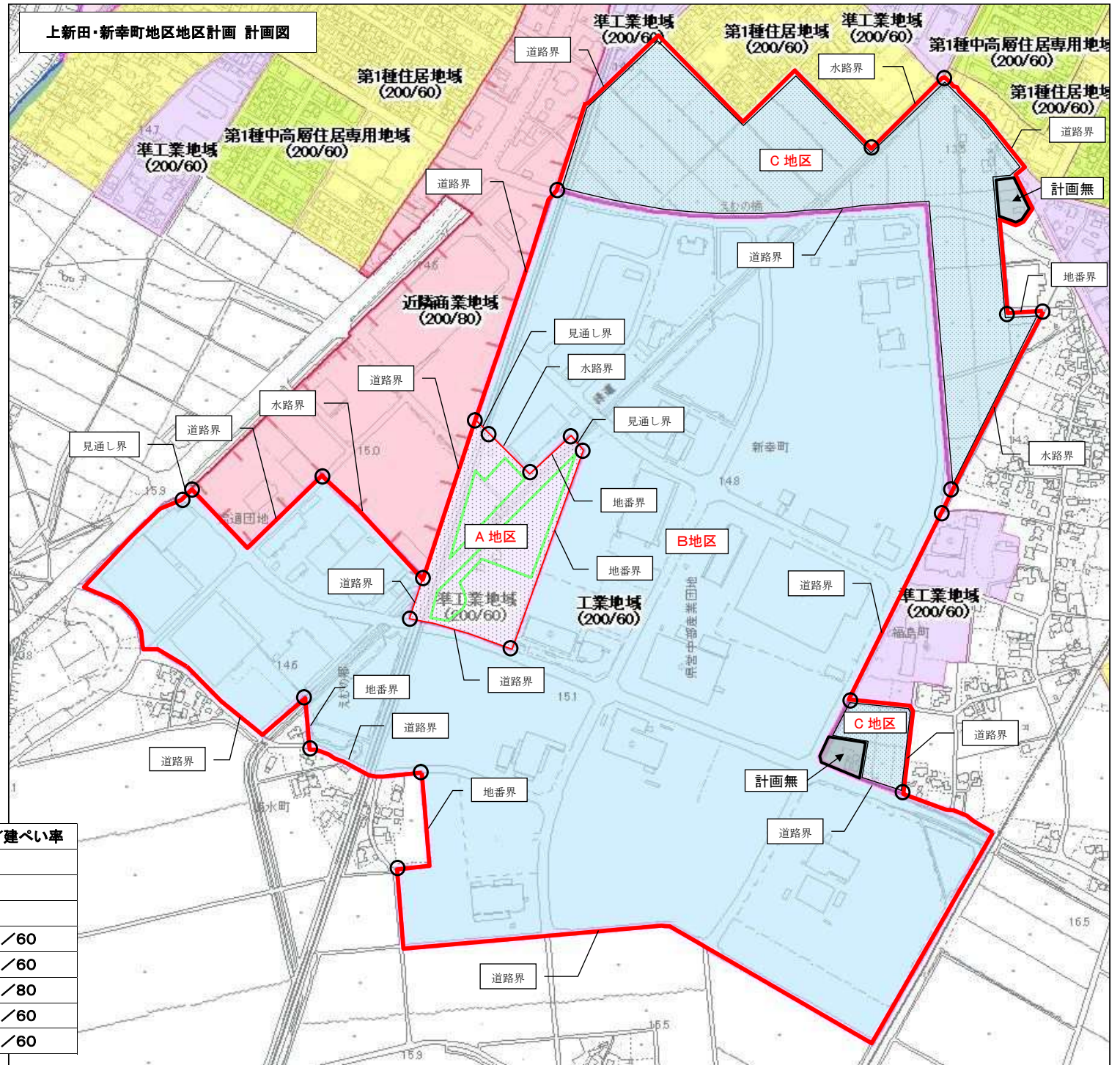
【上新田・新幸町地区地区計画】

名称		上新田・新幸町地区地区計画			
位置		見附市上新田町及び新幸町、芝野町、速水町、柳橋町、福島町地内の一部			
区域		計画図表示のとおり			
面積		約119.1ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当該地区は、新潟県のちょうど中央に位置する恵まれた立地条件や、高速道路や国道8号へのアクセスが容易である交通利便性の高さを生かし、様々な分野の優良企業や先端技術を活用した企業を誘致、集積することで、市内での就労の場の確保を図り、産業系市街地の形成を目指している地区である。</p> <p>また、中心部分においては産業地の利便性を増進させるべく、人々が集まる魅力的な空間の形成を目指している。</p> <p>このため、産業系市街地の適正かつ合理的な土地利用を推進し、無秩序な市街地形成を防止するため、本計画を策定するものである。</p>			
	土地利用の方針	<p>地区計画の目標を実現するため、地区を3区分し、それぞれ次の方針により用途の純化を図り、利便性の向上、土地利用の明確化を図る。</p> <p>1. A地区 産業地の利便性を増進する拠点施設や、公園等を整備することにより、快適で潤いのある空間を創出する土地利用を図る。</p> <p>2. B地区・C地区 優良な産業集積を図るための業務地として土地利用を図る。</p>			
	地区施設の整備方針	整備中のものを含め、都市計画公園など既に整備された地区施設の機能の維持・保全を図る。			
	建築物等の整備方針	<p>それぞれ土地利用の方針に基づき、次の方針を定める。</p> <p>1. A地区 快適性・安全性を確保し、秩序ある土地利用を図るため、建築物の用途の制限、建築物の規模の制限を行う。</p> <p>2. B地区・C地区 業務地にふさわしい用途構成を担保するため、建築物の用途の制限を行う。</p>			
地区施設の配置及び規模		公園 面積 約2.2ha			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
		地区の面積	約5.2ha	約95.2ha	約18.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。(建築後に用途を変更し、次の各号に掲げる建築物に該当する場合も含む。)</p> <p>1. 住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)</p> <p>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3. 学校</p> <p>4. 病院</p> <p>5. 建築基準法別表第2(り)項第3号、第4号に規定するもの</p> <p>6. 床面積1万㎡超の集客施設(店舗、映画館、アミュー</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。(建築後に用途を変更し、次の各号に掲げる建築物に該当する場合も含む。)</p> <p>1. 住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)</p> <p>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿(但し、当該区域内に存する事業所の敷地又は隣接地における、当該事業所の就業者の用に供するために設置する共同住宅又は寄宿舎を除く)</p> <p>3. マージャン屋、ぱ</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。(建築後に用途を変更し、次の各号に掲げる建築物に該当する場合も含む。)</p> <p>1. 住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)</p> <p>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿(但し、当該区域内に存する事業所の敷地又は隣接地における、当該事業所の就業者の用に供するために設置する共同住宅又は寄宿舎を除く)</p> <p>3. マージャン屋、ぱ</p>	

			<p>ズメント施設、展示場等)</p>	<p>ちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等</p> <p>4. 畜舎 (15 m<sup>2</sup>を超えるもの)</p>	<p>ちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等</p> <p>4. 床面積3,000 m<sup>2</sup>超の集客施設 (店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等)</p>
--	--	--	---------------------	--	--

「区域は計画図のとおり」

上新田・新幸町地区地区計画 計画図



凡例		容積率/建ぺい率
	…地区計画界	
	…地区区分	
	…都市施設(公園)	
	…第一種中高層住居専用地域	200/60
	…第一種住居地域	200/60
	…近隣商業地域	200/80
	…準工業地域	200/60
	…工業地域	200/60